

協議第 18 号

合併協定項目一括提案について

以下の協定項目について、次のとおり一括提案する。

1 ~ 15 略

16 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険税について

納期については、8期(7月~2月)とし、合併する年度の翌年度に川本町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。

税率については、合併後3年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

最高限度額については、合併後3年を目途に税率と合わせて再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

(2) 軽減措置については、現行のとおりとする。減免措置については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

(3) 短期被保険者証及び資格証明書について

短期被保険者証交付については、有効期限について合併時まで実施に向け調整する。

資格証明書交付については、合併時まで実施に向け調整する。

(4) 国民健康保険運営協議会については、合併時、法令に従い新たに設置するものとする。

(5) 国民健康保険基金について

基金については、すべて新市に引き継ぐ。

高額療養費貸付については、合併する年度の翌年度から支給額の90%以内とし、それまでの間は、現行のとおりとする。違約金については、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。

出産費資金貸付については、現行のとおりとし、違約金については、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。

(6) 国民健康保険優良世帯表彰については、合併時に廃止する。

(7) 出産育児一時金と葬祭費については、現行のとおりとする。

(8) 保健事業については、新市において人間ドック及び脳ドック事業を実施する。合併する年度の翌年度から対象は満35歳以上とし、助成額は25,000円とする。それまでの間は、現行のとおりとする。

また、相違ある事業については、合併後に調整する。それまでの間は、現行のとおりとする。

17 ~ 21 略

平成17年1月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光